

# 松原市産後ケア事業利用のご案内

お泊り、日帰りでの赤ちゃんの体調管理、お風呂の入れ方、スキンケアなどのお世話全般やママの体調、心理面のサポート、おっぱい相談、育児相談などの支援を受けられるサービスです。  
※預かり目的では利用できません。



## 利用できる方

※全てあてはまる方が対象



- ・松原市民でおおむね生後4か月未満の赤ちゃん及びお母さん（きょうだいの利用はできません）
- ・育児不安等があり、支援を必要とする方
- ・ご家族などからの支援が受けられない方
- ・母子ともに医療行為が必要でない方
- ・予防接種の当日・翌日は利用できません

## 実施施設

- ・阪南中央病院(松原市) 072-333-2100
- ・浜田病院(大阪市平野区) 06-6708-7200
- ・大阪母子医療センター(和泉市) 0725-56-1220 内線2131
- ・澤井レディースクリニック(富田林市) 0721-26-3001
- ・富田林病院(富田林市) 0721-29-1121
- ・Pista助産院(堺市中区)★ 080-6960-6858
- ・PL病院(富田林市) 0721-24-3100
- ・小川産婦人科(大阪市平野区) 06-6791-0567
- ・高石市立母子健康センター(高石市) 072-261-0335

※実施施設や対象月齢について、詳しくは市ホームページをご確認ください。

## 利用料金

	ショートステイ(宿泊)	デイサービス(日帰り)
利用料	5,000円	2,500円
お食事	1泊3食(朝昼夕食付)	1日2食(昼夕食付) (★は昼軽食付)
利用可能日数	デイと合わせて7日まで	ショートと合わせて7日まで
利用時間	午前10時～翌日午前10時	午前10時～午後7時 ★は午前10時～午後5時

※多胎児の場合は、1人につき料金が別途加算されます。  
 ※非課税世帯、生活保護世帯の方には減免があります。  
 ※利用日前日12:00をすぎてからの利用日の変更やキャンセルは、キャンセル料が発生します。  
 ※施設までの交通費は自己負担になります。



## 利用の流れ



申請する

申請場所：松原市役所9番窓口  
子育て支援課

申請時期：おおむね、妊娠8か月以降  
※出産後の申請も可能

持ち物：母子手帳

※利用登録申請書は  
市ホームページから  
ダウンロードが可能です。



予約する

出産後、利用施設に直接電話で予約してください。

利用する

子育て支援課より産後ケア利用承認決定通知書を送ります。利用日当日朝に利用施設に決定通知書を提示し、利用料をお支払いください。

## 利用当日のスケジュール例

### (ショートステイ)

10:00	産後ケア スタート お母さんと 赤ちゃんの検温を行います
12:00	昼食
14:00	授乳指導
18:00	夕食
21:00	消灯
翌日7:40	朝食
9:00	赤ちゃんの体調確認
10:00	終了

### (デイサービス)

10:00	産後ケア スタート お母さんと 赤ちゃんの検温を行います
12:00	昼食
18:00	夕食
19:00	終了



※授乳時間やおっぱいの状態に応じて、  
助産師等がケアします。

【お問合せ先】松原市役所9番窓口 子育て支援課内 (平日9:00~17:30)  
TEL:072-337-3118 (直通)  
072-334-1550 (内線2147、2148)